主 文 原判決中被告人Aに関する部分を破棄する。 被告人Aの正式裁判の請求を棄却する。 被告人Bに関する本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、検察官小西茂提出の控訴趣意書記載の通りであるから、これ を引用するが、原判決には事実の誤認があるというにあり、これに対する弁護人大 道寺慶男の答弁は、同弁護人の答弁書の通りであるから、これを引用する。

次に、被告人Bに関する検察官の控訴趣意について判断するに、同被告人が、被用者以外の者であるCの紹介によりD及びEの両名を女工として雇用したことは、原裁判所において取り調べた証拠によつて、これを認むるに十分であるけれども、被告人が、右Cに対して、女工募集方を依頼し同人をして右両名の女工を勧誘募集させたものであるという点については、原裁判所において取り調べた証拠によるも、十分な心証を得ることができない。

従って、同被告人に対する本件公訴事実については、犯罪の証明がないことに帰するから、原審がこれと同趣旨の認定をしたのは相当であり、原判決には事実の誤認はない。検察官の論旨は採用できない。

よつて、検祭官の被告人Bに関する本件控訴は、刑事訴訟法第三百九十六条に則 り、これを棄却することとする。

以上の理由により、主文の通り判決する。

(裁判長判事 河野重貞 判事 高橋嘉平 判事 山口正章)